

橿原市水道局の単品スライド(減額)の運用について(概要)

「単品スライド」とは、工事請負契約書第25条5項に基づき、「特別な要因により工期限内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

なお、本市水道局における単品スライド(増額)運用基準及び運用基準の詳細については、奈良県土木部が定めた運用基準及び運用マニュアルを準用し、平成20年8月22日付けで運用しておりますが、単品スライド(減額)の運用については、奈良県土木部が定めた「単品スライド(減額)の運用基準について」及び「単品スライド(減額)の対応について(補足説明)」を適用し運用します。

< 単品スライド(減額)運用基準及び対応(補足説明)の概要 >

1. 適用対象工事の考え方

適用対象工事は、以下の条件をすべて満たしている場合、請求対象

適用開始日以降で施工中及び新規発注工事が請求の対象となりますが、以下の条件をすべて満たす必要があります(運用基準(1)(5)は省略)。

(2)平成20年度4月1日以降の単価を適用している工事であること。

(3)主要な工事材料(鋼材類又は燃料油)の直接工事費(材料費のみ諸経費は含まない。)が工事費(全体の請負代金額)の5%以上を占めている工事であること。

(4)工場製作を含まない工事の場合は、主要な工事材料(鋼材類又は燃料油)の単価を工期の始まりから工期末の3月前までの間の最低実勢価格に置き換えて、スライド判定を行って、対象工事費の2%以上変化している工事であること。

上記(2)~(4)をすべて満たした場合、スライド額の算定を行い、工期末の2ヶ月前までに請求を行う。

(ただし、橿原市水道局は、経過措置として工期末が平成21年6月10日以前の工事は、残工期が1月以上ある場合、請求を行うことができるものとする。)

2. 条項適用の対象とする品目

対象材料は、主要な材料で価格の下落が見られる鋼材類と燃料油の2品目

鋼材類：H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鋼製二次製品、ガードレール、ダクタイル鋳鉄管、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象。但し、鋼材類を一部しか含まないコンクリート二次製品等や非鉄金属は対象外。

(上記の「鉄鋼二次製品」及び「鋼材を主材料として構成される材料」は、積算資料の「鋼材」及び「鋼材二次製品」、建設物価の「鉄鋼」、「鉄鋼二次製品」に掲載されている品目とし暫定運用する。)

燃料油：ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料を対象

解説：

鋼材類及び燃料油について、「品目類ごとの減額分」が対象工事費（全体の請負代金額）1%を超えるものが対象となり、1%以下の品目については、対象外となります。また、1%を超えるかどうかは、あくまで対象材料とするかの判断基準である。

（「品目類ごとの減額分」とは、鋼材類を例にすれば、H型鋼、異形棒鋼などの合計額）

（ただし、鋼材類と燃料油の減額分の合計額が1%を超えるものを対象とする趣旨ではない）

3．品目類ごとの減額分の算出方法

品目類ごとの減額分 = M 変更 - M 当初

M 当初 = 設計時の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 × 105 / 100（消費税）

M 変更 = 購入時の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 × 105 / 100（消費税）

ただし、請負業者からスライド額に対し異議申し立てがあった場合、証明資料の提出を受け、M 変更と請負業者の実際の購入金額を比較してスライド額を算定する。

4．請負代金額の変更の考え方（スライド額の算出方法）

対象資材の価格下落に伴う減額分のうち、発注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%以内は発注者が負担し、1%を超える額【スライド額】を請負者が負担。

解説

スライド額の計算式例 1

【鋼材類の減額分】、【燃料油の減額分】それぞれが、【対象工事費の1%相当額】を超える場合

【鋼材類の減額分】 + 【燃料油の減額分】 - 【対象工事費の1%相当額】 = 【スライド額】

スライド額の計算式例 2

【鋼材類の減額分】のみ【対象工事費の1%相当額】を超える場合

【鋼材類の減額分】 - 【対象工事費の1%相当額】 = 【スライド額】